

令和5年度渋谷区奨学生 当初募集のお知らせ

渋谷区奨学資金令和5年度奨学生について、約10名を募集いたします。

募集人数 10名程度

募集期間 令和4年10月18日（火）～12月9日（金）

申込方法

区立中学校に在籍する生徒

⇒申込書類を学校に提出してください。（書類は中学校にございます。）

私立中学校等・高校等に在籍中の生徒

⇒渋谷区教育委員会事務局学務課学事係へお問い合わせください。

申込みのできる方 ～次の項目をすべて満たしている方～

- ◆ 渋谷区に6か月以上引き続いて住んでいる。
- ◆ 進学を希望しているが、経済的な理由により就学が困難。
- ◆ 高等学校、高等専門学校、専修・各種学校（高等課程）への進学を希望している、または在学中である。
- ◆ 修学の意欲がおう盛で、心身ともに健全である。
- ◆ 他の団体から、奨学資金を借りていない。

渋谷区奨学資金制度の詳細内容は裏面をご覧ください。

【渋谷区奨学資金に関する問い合わせ先】

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1

渋谷区教育委員会事務局 学務課学事係

電話：03-3463-2986（直通）

1 借りられる金額と返還額

区 分		入学資金 (円)	奨学資金 (円)	進級資金 (円)	貸与期間 (年)	貸与総額 (円)	年間返還額 (円)
高等学校	国・公立	76,000	15,000	8,000	3	632,000	42,000
					4	820,000	55,000
	私 立	220,000	28,000		3	1,244,000	83,000
					4	1,588,000	106,000
高等専門 学校	国・公立	76,000	15,000		5	1,008,000	67,200
						私 立	220,000
専修学校（高等課程）		76,000	15,000		2	444,000	29,600

※奨学資金は月額です。

※貸与期間及び貸与総額は、各学校の正規の修業年数により異なります。

※年間返還額は、最長期間で返済計画を立てた場合の1年間のおおよその返還金額です。

2 所得限度額 渋谷区奨学資金制度は所得制限のある制度です。

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
440万円	548万円	672万円	752万円

給与収入の方：給与所得控除後の金額

その他の収入の方：総収入額から必要経費を控除した金額

※この表の金額は、めやすです。世帯の構成によって限度額は異なります。

※申込者が多数の場合は、所得限度額以下であっても採用されない場合があります。

3 貸付と返還について

貸付期間	入学した学校を卒業するまでの正規の修業期間です。
貸付方法	奨学生本人の口座へ原則として3か月ごとに振り込みます。
貸付の ルール	毎年学年末に修了証明書を提出していただきます。提出がない場合は貸付を打ち切ります。渋谷区外へ転出した場合や他の奨学資金制度を受ける場合も貸付を打ち切ります。
返還の開始	貸与終了から1年間をすえおき期間とし、期限経過後返還を開始します。 すえおき期間をとらずに返還開始することもできます。
返還方法	年賦・半年賦・月賦のいずれかにより、関東各県所在の郵便局等で使用できる納入通知書にて返還していただきます。納入通知書は毎年2回、4月と10月に送付します。
利子	無利子です。ただし正当な理由なく遅滞した場合は延滞金を徴収することがあります。
返還期間	すえおき期間終了後、 <u>最長で15年間</u> です。
返還猶予	上級学校に進学された場合等は、返還を猶予（返還開始を先延ばし）いたします。

渋谷区の奨学資金は、経済的な理由により進学や就学が困難で、勉強に意欲のある生徒に、学校にかかる費用の一部をお貸しするものです。

生徒本人に奨学資金をお貸ししますので、将来奨学資金を返還していくのは借り受けた生徒になります。保護者にお貸しする制度ではありませんので、希望される生徒はこのことをよくふまえたうえで申し込んでください。